

# 令和4年度第1回佐渡市地域包括支援センター運営協議会 (書面会議) 審議事項

以下の内容についてご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

## 1. 議題

### (1) 令和4年度佐渡市地域包括支援センターの設置状況等について(報告)

…資料 No. 1 参照

- ・地域包括支援センターの設置状況については、前年度と変更ありません。
- ・市の組織体制として、本年度より社会福祉課内に「総合福祉相談支援センター」を設置し、各包括支援センターの後方支援業務や福祉全般の相談窓口として社会福祉士等の専門職を中心に7名の職員が配属となっています。
- ・その他、圏域別高齢者等の現状と介護保険事業所等の現況となります。

### (2) 令和3年度地域包括支援センターの事業報告及び収支決算について

…資料 NO. 2-1・2-2 参照

- ・令和3年4月から令和4年3月までの1年間の事業について、相談件数や内容等について集計を行った報告になります。また、令和3年度の課題に対して実施した内容も記載してあります。
- ・各地域包括支援センターの決算報告です。なお、中地域包括支援センターを除く3包括支援センターは社会福祉協議会に委託していることから、3包括支援センター合算の決算書も添付してあります。

### (3) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務の委託について…資料 NO. 3

- ・介護予防支援事業では、介護予防マネジメント及び介護予防支援を行っています。介護予防におけるケアプラン作成の委託にあたっては、利用者への十分な説明と意向を踏まえながら、中立性および公正性の確保を図ること、また地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないと規定されています。
- ・令和3年度に各包括支援センターが委託した実績と、令和4年4月から6月までの委託の実績となっています。
- ・現状としては、要介護から要支援に介護認定区分が変更となっても、利用者から継続の希望があり、引き続き居宅介護支援事業所をお願いをしています。

### (4) 特定の介護予防サービス事業者への偏りの評価について…資料 NO. 4

- ・地域包括支援センターが作成する介護予防サービスの計画において、正当な理由なく特定の介護予防サービス事業者へ偏ることがないようにするための評価です。
- ・サービス利用時には利用者や家族に複数の介護予防サービス事業者の紹介や選定理由等について十分な説明を行っています。

## 2. その他

- ・第2回地域包括支援センター運営協議会は令和5年2月に開催予定です。令和5年度の計画及び予算案、委託等についての協議になります。
- ・運営協議会の委員の皆様は、令和5年11月末までとなりますので、今後ともご協力をお願いします。